

▶ 介護に関する支援制度



所定労働 時間外の 勤務の免除

- 家族の介護を行う職員からの申出により、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月24時間、1年150時間を超える所定労働時間外の勤務（超過勤務）が免除されます。

深夜勤務の制限

- 家族の介護を行う職員からの請求により、午後10時から午前5時までの深夜に勤務させることはありません。

介護休暇

- 職員が**要介護者**^{*}である家族の介護、その他の世話をを行う場合は、1年に5日（要介護者が2人の場合は10日）の範囲内の期間休暇（特別休暇）を取得することができます。

介護休業

- 職員が要介護者である家族の介護をする場合は、要介護者1人につき介護を必要とするひとつの継続する状態毎に連続する6月の期間内で休業することができます。
- パートタイム職員の場合は、要介護者1人につき介護を必要とするひとつの継続する状態毎に連続する93日の期間内で休業することができます。
- **休業期間中は無給となります。**

介護時間

- 要介護者である家族を介護するため、1日につき2時間の範囲内で1時間単位で勤務しないことができます。
- **給与は時間に応じて減額されます。**

始業及び終業 時刻の変更

- 要介護者である家族を介護する職員の請求により、業務の運営を考慮したうえで、始業及び終業の時刻を変更することができます。
- パートタイム職員の場合は適用されません。

「**要介護者**」とは負傷疾病、老齢又は身体上もしくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。